

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態  
及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

(4) モロッコ王国 (Kingdom of Morocco (MA)) <sup>97</sup>

人口 : 3285.3 万人<sup>98</sup>

GDP : 10 兆 7111 億円<sup>99</sup>

公用語 : アラビア語 (公用語)、ベルベル語 (公用語)、フランス語<sup>100</sup>



知財庁上部組織	Ministry of Industry, Trade and New technologies					
知財庁	英:Moroccan Industrial and Commercial Property Office 仏:L'Office Marocain de la Propriété Industrielle et Commerciale (OMPIC)					
知財庁 Web サイト	<a href="http://www ompic org ma">http://www ompic org ma</a>					
知財庁長官	M. Adil El-Maliki					
知財庁職員数 <sup>101</sup> (2013 年)	審査官 (特許 : 16 名、意匠 : 4 名、商標 : 6 名)					
知財庁予算 (2013 年)	6800 万モロッコディルハム (約 8 億 1600 万円、1 モロッコディルハム=12 円)					
現地知財庁への 出願数 <sup>102</sup>	年	2008	2009	2010	2011	2012
	特許 (内 PCT)	1,011 (767)	991 (データなし)	1,034 (841)	1,049 (857)	1,040 (802)
	意匠	1,230	1,266	1,415	1,345	1,209
	商標	10,555	10,721	11,023	11,052	11,231

<sup>97</sup> <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa.html>(2014/1/10) (外務省 Web サイトより引用、地図含む)

<sup>98</sup> <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx>(2013/8/28)

<sup>99</sup> <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx> (2013/8/28)

<sup>100</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s\\_africa/data.html#section1](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s_africa/data.html#section1)(2014/1/10) (外務省 Web サイトより引用)

<sup>101</sup> ヒアリングによる。

<sup>102</sup> [http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\\_profile/countries/za.html](http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/countries/za.html)(2014/1/31)

#### (4-1) 一般経済事情

モロッコの主要産業は、鉱業・農業・漁業・軽工業である。鉱業は、埋蔵量世界1位のリン鉱石が有名である。天然ガスも豊かであるが、石油の産出量は極めて少ない。農業は、オリーブが世界有数の生産量であり、漁業も盛んであり、日本にタコが輸出されている。軽工業は、肥料や石油精製などの他に縫製業、食品工業、自動車用ワイヤーハーネスなどである。自動車用ワイヤーハーネスを製造する日本企業の工場も存在する。

ヒアリングによると、アフリカに対する産業育成支援を目的とした今年6月のTICAD Vに合わせて、モロッコの産業新技術省の大臣が来日し、大臣が日本で協議した際に、日本の生産技術でモロッコを支援してほしいとの要望を契機に、モロッコでオペレーション経験のある専門家がモロッコ投資促進庁に派遣された。上記専門家は、日本の民間企業とつながりが深く、モロッコへの受け入れについてアドバイスするコンサルタントの役割を果たすことが期待されている。

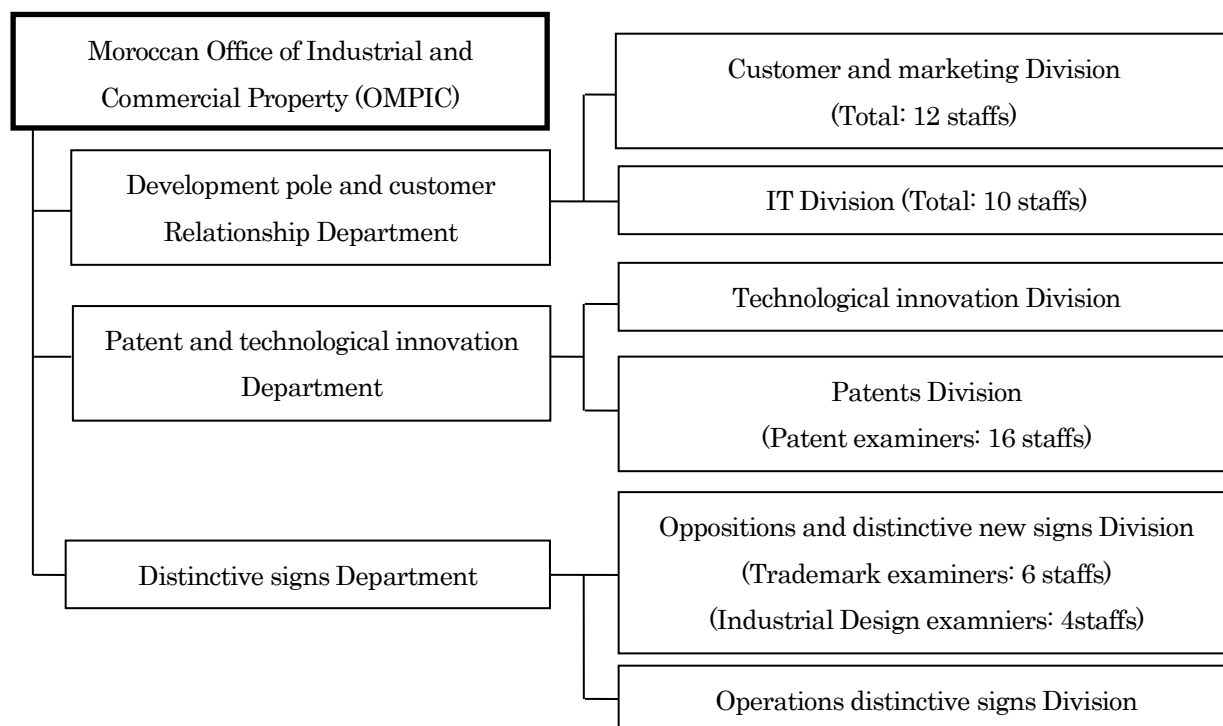
ヒアリングによると、グローバリゼーションの文脈でモロッコは世界市場を視野に入れ、産業国としてのレベルの強化を図るため、世界の動向を国内に導入している。モロッコは、EUの投資環境改善評価において、地中海沿岸諸国ではじめて「前進的地位」を付与された。また、世界銀行が189か国の投資環境を評価するDoing Businessにおいては、モロッコの法改革が評価されて順位が10上がった。モロッコは、商業の面、知財の面において、国際法、EU法からみて、常に改革に努めて改善している。投資環境をよくしたい、そして、日本企業にも進出して欲しいと考えている。

#### (4-2) 政府及び団体の知財についての取組み及び知財に対する姿勢

ヒアリングによると、モロッコ産業財産権法の大幅な改正は2014年を予定しており、2013年11月現在で、議会で審議に入る段階である。強い特許(Strong patent)・特許の有効性(Validity of patent)をモロッコに導入するために、(1)Drafting Patent、(2)Training of Judge in the Courtの2つが特に大事であり、教育、啓蒙を行っている。

モロッコでは、特許・意匠・商標のいずれの出願に対しても実体審査が行われておらず、方式審査のみを行っている。近年モロッコ政府は外国の投資を呼び込む政策を行っており、産業の育成や技術移転を促進するために、特許権の権利の安定化を模索している。その政策の一環として、ヨーロッパ特許庁(EPO)の付与した特許がモロッコ国内で有効になるように、2014年に知財関係の法律の改正を予定している。またヨーロッパ特許庁(EPO)と協力して、実体審査の導入の準備を進めている。

(4-3) 知的財産権関連制度(知財庁)の運用実態上の課題・留意点・リスク等  
モロッコ知財庁の組織図(2013年11月現在)を以下に示す。



Customer and Marketing Division は、国内の企業などに知財権の活用を支援することや、知財について啓蒙したりする活動を行っている。他国の知財庁と協力関係にあり、2 国間協力を行っている組織は、フランス知財庁 (INPI France)、スペイン知財庁 (OEPM)、トルコ知財庁 (TPI) などが挙げられる。また多国間協力を行っている組織は、WIPO、EPO、OHIM、OAPI などが挙げられる。IT Division は、モロッコ知財庁の Web サイトやデータベースの整備等を行う組織である。Technological Innovation Division は、技術移転を促進する役割を担っている。Patents Division で審査（方式審査と発明の名称が特許要件を満たすかどうかの審査）を行う。

モロッコ知財庁のフランス語の Web サイト<sup>103</sup>は充実しているが、英語の Web サイト<sup>104</sup>は古いまま更新されていなかったりするため、注意が必要である。またモロッコ知財庁の Web サイトは、機能によって複数のドメインにまたがっている。以下に URL を示す。

[www.ompic.ma](http://www.ompic.ma)

[www.directinfo.ma](http://www.directinfo.ma)

[www.elearning.amapic.ma](http://www.elearning.amapic.ma)

<http://patent.ompic.ma/>

[www.moubtakir.ma](http://www.moubtakir.ma)

[www.moroccoawards.ma](http://www.moroccoawards.ma)

などである。

意匠と商標は電子出願が可能であり ([www.directinfo.ma](http://www.directinfo.ma))、2012 年から PDF 形式に加えて XML 形式も出願可能になった。書類による出願に比べて、オンライン出願は 40% の

<sup>103</sup> <http://www.ompic.org.ma> (2014.02.06)

<sup>104</sup> [http://www.ompic.org.ma/index\\_en.htm](http://www.ompic.org.ma/index_en.htm) (2014.01.27)

出願費用の割引を受けられる。また登録された特許、意匠、商標もWebサイトで公開されているようである。将来は、電子出願システムを完成させ、特許も電子出願を可能にする計画である。長期的には、知財庁のデータベースを国際データベースと接続することを目指している。現在はWIPOのI-PASSを導入してテストをしている。I-PASSによって特許の事務手続きの自動化を行う予定である。

特許に関しては、実体審査の導入を進めている。そのために審査官の育成とデータベースなどの整備を行っている。審査官はこの数年で2名から16名まで増員して、3名をEPOで訓練を行っている。EPOで審査して特許付与された特許については、モロッコ知財庁で再審査しないことでモロッコ知財庁の負荷を大幅に軽減して、国内出願のみを実体審査する計画である。また明細書作成能力や特許裁判の訓練にも重点をおいて教育や啓蒙を行っている。

データベースは、EPOのEPOQUEnet、WIPO経由でNPL(non-patent literature)、モロッコ知財庁のOrbit / Questelを使用している。またアラブ諸国の特許情報のデータベースとしてARABPAT (<http://ab.espacenet.com/>) を作成している。アガディール協定<sup>105</sup> (Agadir Agreement) 締結国 (エジプト、ヨルダン、モロッコ、チェニジア) でプロジェクトを推進しているが、すべてのアラブ諸国に開放する予定である。このプロジェクトはWIPOとEPOの支援を受けている。

またEPOの支援を受けて、特許の審査基準を、チェニジア知財庁 (INNORPI) と共同で作成している。

#### (4-4) 知的財産権関連制度 (特許) の運用実態上の課題・留意点・リスク等

##### a) 出願

###### <法律・規則・制度>

ヒアリングによると、2012年11月現在では、特許の出願ルートは、モロッコの国内出願と、PCTによる国内移行がある。2012年の特許の総出願数は1017件で内約90%がPCTの国内移行である。また特許はオンライン出願システムがなく、出願は書類で行う。

###### <運用・実態>

ヒアリングによると、先行技術調査用のデータベースは、モロッコ知財庁(OMPIC)にあるが、ある時点以降のデータしかなく十分とはいえない。なお特許出願の国別の件数<sup>106</sup>は、米、仏、スイス、ドイツ、スペイン、イタリア、日本、オランダ、ベルギー、英の順で、特許の分野別の比率としては、化学 (製薬含む) が多い。

##### b) 出願公開・公告

###### <法律・規則・制度>

モロッコ産業財産権法第44条に規定されている。

44. Patent applications which have been duly filed with the entity responsible for

<sup>105</sup> [http://en.wikipedia.org/wiki/Council\\_of\\_Arab\\_Economic\\_Unity#Agadir\\_Agreement\(2014.02.06\)](http://en.wikipedia.org/wiki/Council_of_Arab_Economic_Unity#Agadir_Agreement(2014.02.06))

<sup>106</sup> [http://www.ompic.ma/ressources/upload/rapport\\_2012fr.pdf](http://www.ompic.ma/ressources/upload/rapport_2012fr.pdf) (2014/2/10)

industrial property shall only be made public once a time period of 18 months has expired.

This period of time shall start from the date on which the said applications are filed. Once the above-mentioned period of time has expired, anyone may acquaint himself with the documents referred to in Article 49 below and receive copies thereof.

<運用・実態>

ヒアリングによると、特許出願から通常5か月程度で登録公報が発行される。ただし法律では規定されていないが、掲載を遅らせることができる。

c) 審査

(i) 実体審査

<法律・規則・制度>

同第47条に規定されている。

47. Patents for which the application has not been rejected shall be granted without prior examination, at the applicants' risk and without guarantee as to the reality of the invention, the faithfulness or accuracy of the description or the merits of the invention

<運用・実態>

ヒアリングによると、特許については方式審査しか行われていない。新規性などの特許要件が法律に規定されているが、実体審査の規定がないことから不安定な権利が付与されている。

(4-5) 知的財産権関連制度（意匠）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 定義・登録要件

<法律・規則・制度>

同第104条に、意匠の定義が規定されている。

104. For the purposes of this Law, any combination of lines or colors and, as an industrial model, any three-dimensional form, whether or not associated with lines or colors, shall be deemed to be an industrial design, provided that such combination or form gives a special appearance to a product of industry or handicraft and can serve as a pattern for the manufacture of a product of industry or handicraft. The industrial design must differ from similar designs either through a separate, recognizable configuration giving it a character of novelty, or through one or more external aspects giving it a specific and new appearance.

<運用・実態>

意匠は、その定義<sup>107</sup>によるとデザインと産業モデルに二分され、製品の視覚的側面を参

<sup>107</sup> OMPIC Web サイト ([http://www.ompic.org.ma/ompic\\_en\\_195.shtm](http://www.ompic.org.ma/ompic_en_195.shtm)) (2014.01.27)

照するとしており、デザインは二次元の要素、産業モデルは三次元の要素からなり、形状、構成、審美性、装飾性の特徴を提示するもの、とされている。

(4-6) 知的財産権関連制度（商標）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 出願

<法律・規則・制度>

同第 144 条に、出願についての一般事項が規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、商標出願はオンライン又は書類で行う。商標出願をオンラインで行った場合、費用を 40%削減できる。商標の先行調査もオンラインで可能であるが、アップデートが頻繁・十分でなく注意を要する。

b) 出願公開・公告

<法律・規則・制度>

同第 176 条に、公告について規定されている。

176. The entity responsible for industrial property shall publish an official catalog of all factory marks, trademarks or service marks, collective marks and collective certification marks registered. It shall contain a reference to the acts provided for under the first paragraph of Article 157 above.

<運用・実態>

ヒアリングによると、出願から審査に 2~3 日、公告まで 15 日、公告から 2 か月間が異議申立 (Opposition) 期間であり、時期的要件に注意する必要がある。

c) 異議・無効・取消

(i) 異議

<法律・規則・制度>

異議の手続きについては、同第 148 条に規定されている。

148. Any request for registration which:  
 (1) does not satisfy the provisions provided for under (a) and (b) of Article 135 above;  
 (2) has not been corrected within the time period of three months provided for in Article 145 above;  
 shall be rejected.

The design or industrial model refers to the visual aspect of a product, unlike the patent which refers to the technical and functional aspects. The design or industrial model constitutes the decorative and esthetic aspect of your product or its packaging.

- The design is a bidimensional element: it describes a set of lines or colors which are characteristic of the esthetics of your product
- The model is a tridimensional element: it describes any plastic form associated or not to lines or colors.
- The design or industrial model presents characteristics in terms of form, configuration, esthetics or ornamentation.

The rejection of any request for the registration of a mark must be substantiated and notified to the applicant or his agent by registered letter with acknowledgement of receipt. A reference to said rejection shall be entered in the National Register of Marks referred to in the first paragraph of Article 157 below.

<運用・実態>

ヒアリングによれば、異議が提出されると、異議が書面で商標出願人に通知される。商標出願人は異議に応答する機会がある。モロッコ知財庁は、その後6ヶ月の延長可能な期間内に、裁定を発行しなければならないし、双方の当事者は裁定もしくは裁定が持つ欠陥について15日以内に反論しなければならない。なおモロッコ知財庁の異議の決定に対する上訴は、カサブランカの控訴商事裁判所（The Commercial Court of Appeal in Casablanca）に行く必要がある。

(ii)無効

<法律・規則・制度>

無効の手続きについては、同第161条に規定されている。

161. Any interested party, including the Public Prosecutor's Office, may bring proceedings to invalidate the registration of a mark effected in violation of the provisions of Articles 133 to 135 above.

Only the owner of an earlier right may bring proceedings for invalidation on the basis of Article 137 above. However, such proceedings shall not be entertained if the mark has been filed in good faith and if he has tolerated its use for five years.

A decision to cancel shall have absolute effect.

(iii)取り消し

<法律・規則・制度>

取消の手続きについては、同第163条に規定されている。

163. An owner of a mark who, without proper reasons, has not made serious use of the goods or services covered by the registration, for an uninterrupted period of five years, shall be liable to the forfeiture of his rights.

The following shall be considered such use:

(a) use made with the consent of the owner of the mark or, for collective marks, under the terms of the rules;

(b) use of the mark in an amended form which does not alter its distinctive nature;

(c) the affixing of the mark to goods or their packaging, solely with a view to export.

Any interested person may bring legal proceedings for forfeiture. If the petition concerns only part of the goods or services covered by the registration, forfeiture shall only cover the goods or services concerned.

Serious use of the mark which began or resumed after the five-year period referred to in the first paragraph of this Article shall not be an obstacle thereto if it was undertaken in the three months prior to the request for forfeiture and after the owner



was informed of the possibility of a petition for forfeiture.  
 Proof of working must be provided by the owner of the mark for which forfeiture has been requested. It may be provided by any means.  
 Forfeiture shall come into force on the date of expiry of the five-year period referred to in the first paragraph of this Article. It shall have absolute effect.

<運用・実態>

ヒアリングによると、不使用による取消と無効についての申し立ては、商事裁判所の第1審 (the Tribunal of Commerce) に行う必要がある。裁判所の決定に対する控訴は15日以内に行わなければならない。

(4-7) 知的財産権関連制度 (著作権) の運用実態上の課題・留意点・リスク等

<法律・規則・制度>

応用美術は、著作権法第3条で保護される。

<運用・実態>

登録されたデザイン (たとえば自動車部品のデザインなど) は、模倣品から保護される。

(4-8) 裁判所・税関・警察等の体制及びエンフォースメント環境

a) 裁判所

<法律・規則・制度>

同第15条には、行政の決定を除いてモロッコ産業財産権法に関する案件は、商事裁判所 (Commercial Court) が取り扱うことが規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、モロッコでは、Supreme Court、Court of Appeal、Tribunalの三審制を採用している。Court of Appeal、Tribunalには、商事裁判所 (Commercial Court) を含む Common Law Court と刑事裁判所 (Criminal Court) がある。各審級で審理に要する期間は大体10~20か月程度である。

モロッコでは公式には判決が発表されないのが、判例を把握しにくい。また判決はアラビア語で起案され、フランス語訳のみがある。

訴訟の際にかかる費用は、弁護士に支払う費用のみであり、審級ごとに、小さい事務所で1,000USD程度、大きな事務所で4,000~10,000USD程度である。案件によっては、裁判所にDeposit (担保) を供与する必要がある。

b) カサブランカ商事裁判所

ヒアリングによると、カサブランカ商事裁判所 (英: Commercial Court、仏: de Commerce) は、第1審に相当する裁判所 (Tribunal) と第2審に相当する控訴裁判所 (Court of Appeal) 又は控訴院 (Cour d'appel) を備えている。控訴裁判所 (Court of Appeal) の中で知財を専門に扱う裁判部 (Chambre) は3人の裁判官からなり、現在の控訴裁判所 (Court of Appeal) は5つの裁判部からなる。

商事裁判所 (Commercial Court) は、特別な裁判所であって、経済・商業の専門とし

て1997年にできたものである。商事裁判所(Commercial Court)のうちの第1審に相当する裁判所はモロッコに8つあり中でもカサブランカが一番大きい。商事裁判所(Commercial Court)の中の控訴裁判所(Court of Appeal)はモロッコに3つある(カサブランカ、フェズ、マラケシュ)。カサブランカは商業都市であることから、モロッコの中でも知財訴訟が非常に多い。

訴訟が提起されると裁判官の中から顧問(コンセイユ)が指名され、コメントを求められる。それぞれの裁判部(Chambre)には3人の顧問(コンセイユ)がおり、例えば訴訟が60件あれば、それぞれの顧問(コンセイユ)が20件ずつ受け持つ。ただし法廷では3人の裁判官が出廷して審理する。

各訴訟案件では、3人の裁判官のうち1人がレポートを作り、それを読み上げた上で、3人各自が意見を持ち寄って判決を決める。判決は多数決によるが、通常は全員一致となる。

裁判はアラビア語で行う。訴訟には弁護士が必須であるところ、裁判所が当事者に直接話しかける必要はなく通訳のできる弁護士に話をするので、通訳が問題になることはほとんどない。実際にはほとんど書面主義で行われる。まれに裁判所が通訳を指名することが考えられるが、その場合には通訳に宣誓させる。

訴訟関係の書類が他の言語で提出されることがあるが、その場合には翻訳をさせる。通訳も翻訳も、法務省が認定する法定通訳又は法定翻訳者にしかできない。

#### c) 知的財産権関連の訴訟

ヒアリングによると、特許と商標を取り扱う裁判所に違いはない。特許に関する訴訟件数は、年25件程度である。商標に関する訴訟件数は、年1000件程度である。商標登録を無効化するための主な理由としては、商標の不使用、先登録商標の存在、登録要件不充足がある。商標に関する訴訟としては、模倣(Counterfeiting)、無効(Invalidment)、冒認(Assign back)、不正競争(Unfair competition)の4つがあり、無効及び冒認は商事裁判所(Commercial Court)、模倣は、刑事裁判所(Criminal Court)と商事裁判所(Commercial Court)のいずれにも提訴することができる。

2012年の統計によれば、控訴裁判所(Court of Appeal)の案件のうち、92件が当事者系、19件が査定系(知財庁の判断に対する不服申立)であった。当事者系の大半は商標に関するものである。他には模倣品に関するものもある。特許は非常に少なく2~3件、意匠も少なく5件である。

モロッコの裁判所ではモロッコの法律を適用しており、工業所有権保護関連の係争については「工業所有権保護に関する第17-97号法」を適用している(同法は第31-05号法により修正及び補完された)。モロッコでは主要な国際協定及び条約も適用するが、モロッコの関連法体系はフランスの法律を部分的に参考にしており、他国の法律には必ずしも準拠しない。

#### (4-9) 模倣品の状況、侵害品摘発実績

ヒアリングによると、模倣品への対応として考えられるのは、

- ・警察(Sworn Officer)に申し出る、

・政府がオーソライズした Bayliff とよばれる法知識を有する者にレポートを書いてもらい、訴訟で争うことが挙げられる。

(4-1 0) 権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的成本

a) 権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的成本 (特許)

知財庁に支払う出願費用が、USD281、事務所に支払う出願手数料が USD1,900~2,000 である。特許維持年金の事務所への年金納付手数料が、USD212 である。知財庁に支払う特許維持年金は、以下の表のとおりである。特許の訴訟にかかる事務所の手数料は、案件の複雑さによって大きく左右されるが、USD9,000~11,000 程度かかる。

特許維持年金 (出典 : Adams&Adams)

		11 年目	USD 708.45
2 年目	USD188.92	12 年目	USD 708.45
3 年目	USD 188.92	13 年目	USD 708.45
4 年目	USD 188.92	14 年目	USD 708.45
5 年目	USD 188.92	15 年目	USD 708.45
6 年目	USD 326.84	16 年目	USD 1,338.17
7 年目	USD 409.32	17 年目	USD 1,338.17
8 年目	USD 488.04	18 年目	USD 1,338.17
9 年目	USD 551.01	19 年目	USD 1,338.17
10 年目	USD 619.99	20 年目	USD 1,338.17

また特許出願から登録までは、18 か月程度かかる。

b) 権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的成本 (商標)

ヒアリングによると出願時に知財庁及び事務所に支払う総費用が、一商標一区分の場合、合計で税込 USD167.68(オンライン USD123.00)である。一区分追加ごとに、税込 USD20.96(オンライン USD13.00)である。商標の更新総費用が一商標一区分の場合、USD139.61 である。異議は、一商標一区分で USD120 であり、一区分追加ごとに USD120 かかる。

またヒアリングによると、商標出願から公告まで約 2 週間、異議が 2 か月であることから、出願から登録まで約 2 か月半程度かかると思われる。

(4-1 1) ライセンス契約/海外送金等における規制

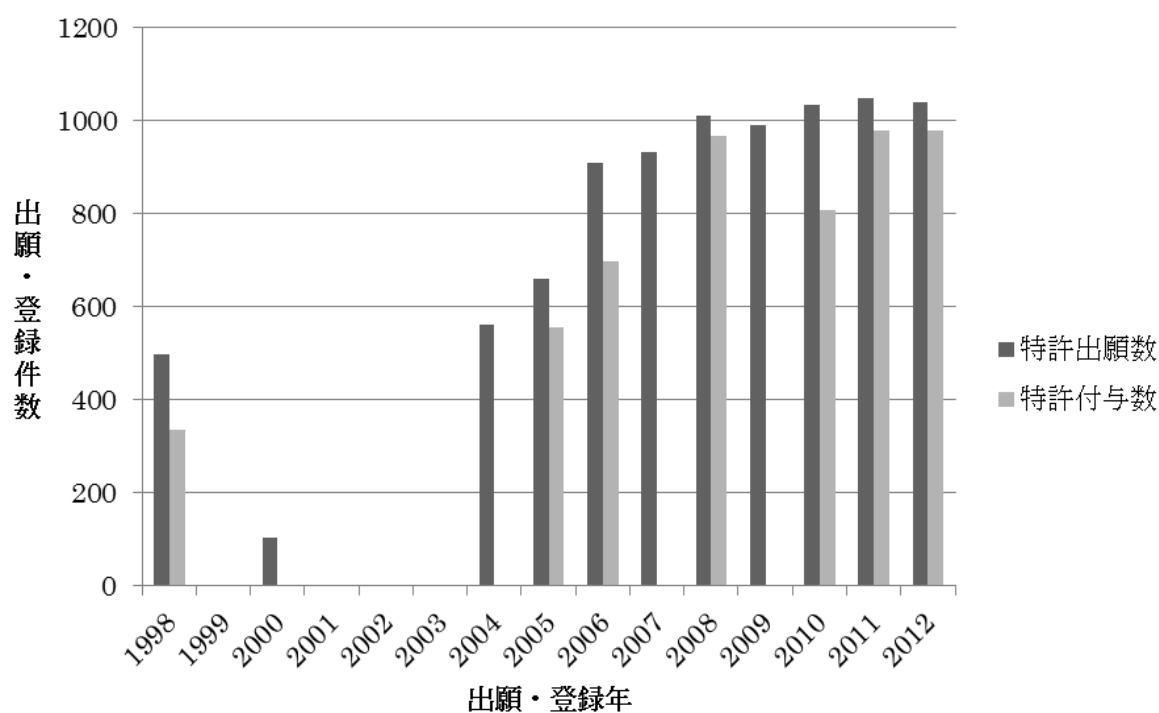
日本からのライセンス契約に関しては、経済産業大臣の許可が必要になる場合がある<sup>108</sup>。また日本からの送金については、日本の外為法の規制に抵触しない限り送金は可能である<sup>109</sup>。

<sup>108</sup> <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html> (2014/2/15)

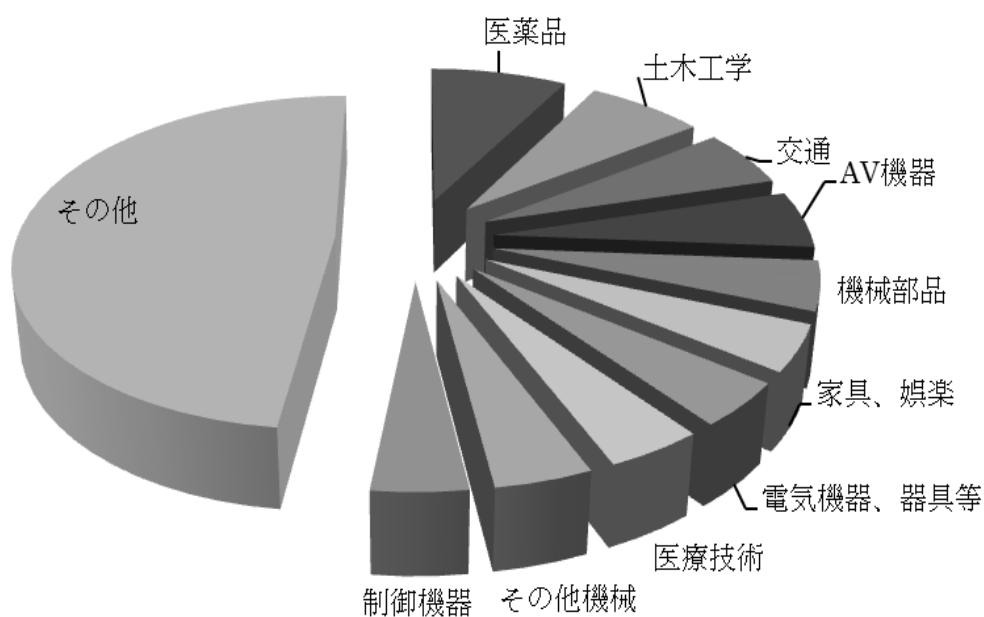
<sup>109</sup> [https://www.jetro.go.jp/world/qa/t\\_basic/04A-011104\(2014/2/15\)](https://www.jetro.go.jp/world/qa/t_basic/04A-011104(2014/2/15))

(4-12) 出願件数推移 (モロッコ)

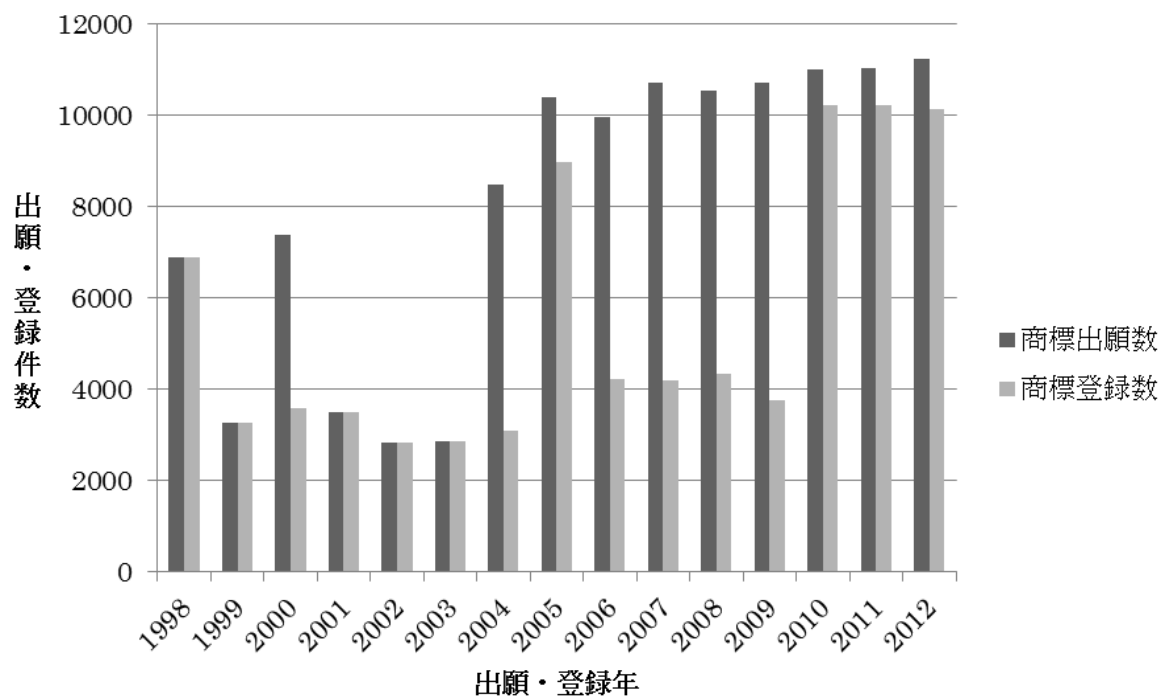
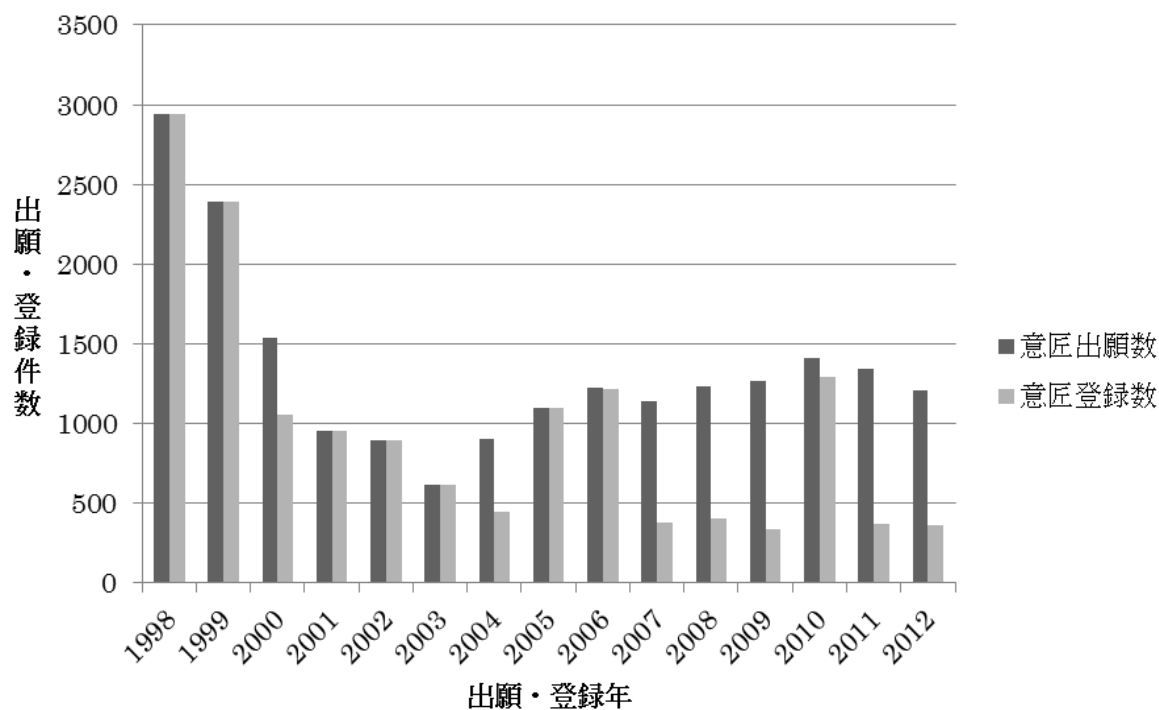
a) 特許統計 (モロッコ)



特許出願分野内訳(1998-2012)



b) 意匠・商標統計 (モロッコ)



## (4-13) 企業による調査対象国における知財活動 (モロッコ) 110

## ＜出願人別特許出願数＞

出願人	名称	業種	国	出願件数
THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	プロクター&ギャンブル	ヘルスケア	米国	712
PFIZER PRODUCTS INC.	ファイザー	製薬	米国	487
NOVARTIS AG	ノバルティス	製薬	スイス	276
SANOFI-AVENTIS	サノフィ・アベンシス	製薬	フランス	275
F. HOFFMANN-LA ROCHE AG.	ロシュ	製薬	スイス	171
GLAXO GROUP LIMITED	グラクソグループ (注: 合併してグラクソ・ スミスクライン (英) )	製薬	英国	150
SHELL INTERNATIONALE RESEARCH MAATSCHAPPIJ B.V.	ロイヤル・ダッチ・シェル	石油	英・蘭	134
LES LABORATOIRES SERVIER	セルビエ	製薬	フランス	130
HOECHST AG.	ヘキスト (注: サノフィ・アベン シス (仏) が吸収)			112
SMITHKLINE BEECHAM CORPORATION	スミスクライン・ビーチャム (合併してグラクソ・ スミスクライン (英) )	製薬	英国	91
RHONE-POULENC AGROCHIMIE	ロース・プーラン (注: 製薬部門はサノフィ・アベン シス (仏) 、農薬部門はバイエ ル (独) が吸収)			90
TAKEDA PHARMACEUTICAL COMPANY LIMITED	武田薬品	製薬	日本	59
BASF AKTIENGESELLSCHAFT	BASF	化学	ドイツ	56
CIBA-GEIGY AG.	チバガイギ (注: BASF (独) が吸収)			56
ELI LILLY AND COMPANY	イーライリリー	製薬	米国	51
DART INDUSTRIES INC.	ダートインダストリー	製薬	米国	45
JANSSEN PHARMACEUTICA NV.	ヤンセンファーマ (注: ジョンソン&ジョンソン (米) の子会社)	製薬	日本	44
TELEFONICA S.A.	テレフォニカ	電機	スペイン	44

110 [http://patentscope.wipo.int/search/en/structuredSearch.jsf\(2013/10/10\)](http://patentscope.wipo.int/search/en/structuredSearch.jsf(2013/10/10)) (モロッコのデータの掲載範囲は、調査した結果、記載されていなかった。)